

会 議 録

会議の名称	令和7年度（2025年度）第4回豊中市学校教育審議会		
開催日時	令和8年（2026年）2月3日（火） 19時～20時		
開催場所	教育センター教科教育研修室 1・2	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	教育委員会事務局 学校教育課	傍聴者数	4人
公開しなかった理由			
出席者	委員	榎本委員、柏木委員、北川委員、高木委員、 濱元委員、水野委員、松浦委員、八木委員	
	事務局その他	岩元教育長、森山事務局長、花山次長、西口読書振興課長、小林学び育ち支援課長、倉田教職員課長、松田教育センター所長、松野主幹、尾崎教育総務課主幹、込山児童生徒課長、杉本課長補佐、小渡学校教育課長、佐加主幹（学びの多様化担当）、乾主査、亀田主幹（計画担当）、石村課長補佐、森田主事	
議題	1. 議案 学びの多様化学校の運営に係る基本的な考え方について 答申		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

●開会

●成立要件の確認

●議案 学びの多様化学校の運営に係る基本的な考え方について 答申

会長： 議案について、事務局より説明いただきたい。

事務局： 資料1、参考資料1を説明

会長： 委員の意見を踏まえて答申というかたちで資料1を作成したが、意見が適切に反映されているか確認いただきたい。また参考資料2として、委員からいただいた諮問内容に関する主な意見を掲載している。あわせて、委員より事前に参考資料の提出があったため、審議を進めるにあたり、先に説明をお願いしたい。

A委員： 参考資料を作成するにあたって、2点意識したことがある。2点目については、会議の終了間際に説明できればと思う。

1点目について、参考資料にまとめられていることは、私がこうしたほうがよいと思っている意見ではない。こうした指摘が市民、あるいは関係者から出てくるだろうというところを私が予測して書いたものである。ここに書かれているものは必ず改善してほしいというものではないため、その点について留意したうえで内容を確認していただきたい。詳細については資料に記載しているため、説明を省略する。

会長： ただいまの委員の説明について、事務局から何か意見はあるか。

事務局： 参考資料に関し、事務局が現在検討している対応について3点回答する。

1点目は、市民が「めざす姿」を読むことを想定し、誤解がないよう条件を付けている点についてである。委員の考えと同様に、めざす姿に記された表現を絶対的なものとして運用するのではなく、生徒の様子を見ながら柔軟に合わせることを前提であると考えている。記述としては、条件提示のような表現は取らず、実務において柔軟に運用していく前提で検討を進める。

2点目は、第2章の学校づくりのコンセプトにおける、国や豊中市の動きに関する記述についてである。豊中市がどのようなかたちで教育をめざしていくのかという表現については、一部見直しが必要であると考えているため、文言修正の可否を検討する。

3点目は、見直しの回数や期間、意見聴取の手順といった具体的な提案についてである。今回のめざす姿においては、できる限り具体的な数値等の表現は避けて現状の記述を維持し、「おわりに」で記載した「継続的に柔軟に見直していく」という方針を進める。学びの多様化学校が開校した後、管理者や教員等が子どもの様子を見ながら見直していく際に、委員から提案のあった具体的な内容を参考にする。また、用語の使い方や統一性については、事務

局で再度確認を行う。

会長： ただいまの事務局の説明について、ご意見はあるか。

A委員： 特に問題はない。一点だけ事務局への留意事項として、多種多様なリスクが生じる可能性もあるため、その点に留意して資料等を作成していただきたい。

会長： それでは、この資料案の内容で答申することについて、各委員からご異議はあるか。

(異議なし)

会長： それでは、答申を手交する。

令和7年(2025年)10月2日付けで諮問された、学びの多様化学校の運営に係る基本的な考え方について、別紙(資料1)のとおり答申する。

(会長より教育長に答申を手交)

会長： 委員の皆さまのこれまでのご議論に感謝申し上げます。今後の参考にするため、議論を振り返り、感想等を伺いたい。

B委員： 10月の諮問から2月の答申までの審議で、本当に様々な意見が出た。審議の中で、学びの多様化学校のめざす方向性がまとめられたことに安心している。

期待することとして以下の2点を述べる。

1点目は、保護者への支援である。これまでの教育現場での経験から、保護者が抱く不安感の強さを実感してきた。令和6年度(2024年度)の市内不登校生徒数は628人であり、その1割程度が本校へ通学できる見込みである。子どもが学び方を選択できる場が増えることは喜ばしく、本校で自身のつながりを広げていくことを期待する。

2点目は、社会とのつながりの構築である。先日、中学校の校長より、当初から通信制高校を選択する生徒が増えていることを伺った。本校の開校当初は苦勞も多いと推察するが、「めざす姿」に向けて、子どもが安心感を持って多様な人々と学びながら、地域や社会とつながる機会を増やしてほしい。

学びの多様化学校に通うのは、不登校生徒のうち1割程度であり、残りの9割の生徒はそれぞれの選択肢に則って生活していく。すべての生徒が大人になっていくため、社会につながる力をどのようにつけていくかが大切である。学びの多様化学校での経験を市内で共有することを強く願う。

C委員： 審議会に参加するにあたり、幼児教育の現場の立場から発信できる内容を検討してきた。多様化という点では、乳幼児期、特に幼児期の教育保育こそが多様な活動を展開していると改めて認識した。

中学校へ入学する12歳頃までの過程を振り返る機会が必要である。学びの多様化学校が設立された際には、幼児期からの家庭での生活も含め、子どもが自身の歩んできた道を改めて見つめ直せるようなサポート体制を構築することが望ましい。自分を見つめ直す場面を少しでも確保できる学校になることを期待する。

現在、幼稚園の保護者に対して、豊中市に学びの多様化学校が新設されることを伝え、小学校入学後にどのような状況になっても安心できる場所がある旨を周知している。本審議の内容を土台として、よりよい学びの多様化学校を構築することを願う。

D委員： 多様化という言葉が象徴するように、言葉に込められた意味は大変大きく、重いものであると感じている。中学生一人ひとりの状況が異なる中で、それぞれの子どもに合った学びの機会が、個々の状況に即したかたちで提供されることを、学びの多様化学校に期待する。

E委員： 第一線は退いたが、20年近い海外経験を含むビジネスの世界での歩みを通じて、委員の指摘のとおり、多様化は極めて重要なテーマであると考えている。グローバル化の定着や、DXを含むAIの活用が日常化する変革期において、多様化を理解して進めることは不可欠である。正解は一つではないという概念を持つことが、極めて大事なのではないか。施策の施行後には、必ずその内容を評価・反省し、新たな道を見つけていく活動が、今後も重要となる。非常によい趣旨の提案がなされたことに感謝している。

F委員： 学びの多様化学校の答申がまとまったが、感想のまとめ方に非常に苦慮している。委員が述べた通り、多様化自体は現状に即した道筋である。様々な学び方がある中で、子どもに適合した場が提供されるべきであり、その一つの段階として学びの多様化学校の創設を着実に進めてほしい。

一方で、学びの多様化学校で対応できる子どもは、基本的にはごく一部であると捉えている。先行自治体においても、不登校生徒全体のわずかな割合しか対応できていない現状を重く受け止める必要がある。まずは、既存の小中学校が多様な子どもを受け止められる場へと変革しなければならない。既存の学校こそが学びの多様化を進め、柔軟になるとともに、全員を包摂する「共に学ぶ」姿勢を推進する必要がある。

同時に、不登校は学校だけの課題ではなく、地域社会や子どもを取り巻く様々な環境における課題である。いかにして共に学べるのかを絶えず分析し、考えていかなければならない。

A委員： 本日の参考資料の作成にあたり、考えていることの2点目について説明する。参考資料を作るにあたって留意していた点は、いじめという観点である。令和8年(2026年)1月初頭、栃木県立高校での暴行動画が公になったことで、いじめの深刻な実態が顕在化し、社会問題化している。

さらに、近隣の大阪市でも、小学生が首を絞められ海に突き落とされるなど、暴行・傷害の様子を収めた動画が数多く出回っており、問題の深刻さはより一層明らかになっている。

こうした状況を踏まえ、学びの多様化を検討するにあたっては、いじめを受けて不登校と

なっている生徒の存在を決して忘れてはならないと考えている。

いじめは、被害者の責任に帰すべき問題ではなく、また、それに伴う不登校、あるいは不登校という事象自体についても同様である。このような観点に立つことが不可欠であると考え、今回の参考資料3を提出した。

いじめは「いじめ」という名称で片付けられるような軽い事象ではなく、立派な犯罪被害である。本来であれば、いじめ防止対策推進法第26条に基づき、加害生徒に対する出席停止措置を講じるべきであるが、全国的に条文通りの運用が十分に行われていない現状がある。さらに、恒久的な措置を講じることの難しさという法的制約も存在する。

こうした現実を踏まえ、被害生徒が転校の選択肢をとる場合には、受け入れにあたって十分な配慮が行われることを強くお願い申し上げる。

副会長： 審議に参加し、学びの多様化という概念が持つ多様性のイメージの違いや、子どもを育てるとはどういうことかという根本的な問いを突きつけられた。教員養成をしている身として、学びの多様化学校に資する教員をどのように育成すべきか、どのライフステージで学びの多様化学校に赴任するのがよいのか、また、学びの多様化学校から一般の学校へ異動する際のあり方など、どのような教員が学びの多様化学校に適しているのかについては、まだ答えが出ていない状態である。

一つ言えることは、学習者中心という考えを徹底的に貫き、一人ひとりに合わせるということである。カウンセラーのように1対1を基本とする対応を、ある程度まとまった人数の集団の中で行うことには難しさがある。個別の支援と集団の構築をどのように両立させるかという課題は常に付随する。教員が安心安全に本音で語れる職員室を作らなければ、教員自身が疲弊し、余裕がなくなることで子どもたちにも悪影響が及ぶ懸念がある。教員の環境整備を含め、今後も共に検討を深めていきたい。

会長： 今回、不登校に着目して学びの多様化学校のめざす方向性を示したが、将来的には不登校という言葉自体がなくなるのではないかと感じている。当面は使われ続けるだろうが、自己決定を尊重する積極的な意味合いを持つ表現に変わっていくかもしれない。

重要なのは、社会全体として子どもが安心して他者や社会を信頼できる環境を作ることである。さらに、学びたいと思った際にいつでも学び直しができる仕組みが必要である。不登校の子どもに話を聞くと、学びの多様化学校のような場での「探究」を好む者が多い。その理由は、探究の時間には本音で対話ができるからである。不登校の状態にある子どもも、他者としっかり対話することは大切であると述べている。

不登校の子どもは、必ずしも一人で学びたいわけではなく、他者との関わりを望んでいる。聴覚過敏の特性を持つ子どもが、騒がしい場所を避けて一人で過ごしていても、耳栓をして話し合いの場に参加しようとする事例がある。学びの多様化学校は安心感があり、周囲も同様の傷つきを抱えていることがわかるからこそ、自分も発言できるのだという。

多様な特性を持つ子どもがいるが、特性ゆえに集団を拒むのではなく、安心できる場であれば声を出し、他者と触れ合いたいと願っていることがインタビューから強く感じられる。一方で、登校支援の是非については、子どもによってタイミングが異なる。小学校6年生の時

は教員の迎えに罪悪感を抱き拒絶した子どもが、中学校1年生で学びの多様化学校に入った際には、教員の迎えがなければ不登校のままだったと振り返る事例もある。

教員の向き合い方が重要であり、ある子どもは「大丈夫」という言葉に傷つき、別の子どもは安心する。学びの多様化学校での声かけは多種多様であり、一律ではない。子どもが傷つく可能性を恐れて特定の言葉を禁止するのではなく、教員も怖がらずに向き合い、互いどのような声を掛け合うべきかを作り上げていく共同作業が極めて大切である。自分に真剣に向き合ってくれていると伝われば、たとえ一時的に不快に感じた言葉であっても、それは傷つきではなく重要な経験へと変わる。

学びの多様化学校では多様な支援が求められるが、まずは子どもと向き合い、共に共生するあり方を探るスタンスで活動を開始していただきたい。活動を教員だけに任せるのではなく、委員や市民を含め、みんなでよりよい学校を作り上げていきたい。様々な意見をいただいたことに感謝する。

事務局(教育長)： 令和9年(2027年)4月の開校に向け、委員の多様な意見により学びの多様化学校の確かな土台を構築できたことに感謝申し上げる。不登校は全国的な課題であり、既存の学校システムのあり方が問われている。本来はすべての学校で子どもの多様性を認めるべきであるが、まずは学びの多様化学校において、個々に寄り添う新たな学校のかたちを実現していく。運営にあたっては教員と生徒の関わりや教育委員会による支援を重視し、学びの多様化学校が市内すべての学校のモデルとなるよう準備を進める。今後も委員からの変わらぬ助言をお願いしたい。

●閉会